

職員の懲戒処分等について

1 事案の概要及び処分等

令和元年度、令和5年度及び令和6年度に、本市教員による児童生徒に対するわいせつ事案の公判に関し、被害児童生徒のプライバシー保護等の観点で、傍聴席を埋めるために教育委員会事務局において組織的に傍聴の協力依頼が行われた。傍聴の動員を行うことで、一般の傍聴者を排除しようとする行為は、公開裁判の原則の趣旨に反する行為であり、教育委員会として行うべき職務の範囲を逸脱しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条に違反する行為である。

		当時の補職	処分等の内容	
本人処分	動員の協力依頼等を行った職員	令和元年度の人権健康教育部長	懲戒処分（相当を含む。）	戒告相当（既退職のため）
		令和元年度の当該校所管学校教育事務所長		戒告相当（既退職のため）
		令和5年度の当該校所管学校教育事務所長		戒告
		令和5年度の当該校所管学校教育事務所長		戒告
		令和5年度の当該校所管学校教育事務所長		戒告
		令和6年度の当該校所管学校教育事務所長		戒告
	協力依頼を受けて動員に関与した職員	令和元年度の総務部長	人事的措置（相当を含む。）	教育長文書訓戒相当（※）
		令和元年度の教職員人事部長		教育長文書訓戒
		令和元年度の学校教育事務所長		教育長文書訓戒
		令和元年度の学校教育事務所長		教育長文書訓戒相当（既退職のため）
		令和元年度の学校教育事務所長		教育長文書訓戒相当（既退職のため）
		令和5年度の教職員人事部長		教育長文書訓戒
		令和5年度の人権健康教育部長		教育長文書訓戒
		令和5・6年度の学校教育事務所長		教育長文書訓戒
		令和6年度の人権健康教育部長		教育長文書訓戒
		令和6年度の学校教育事務所長		教育長文書訓戒
	監督者処分	令和元年度の教育次長		教育長文書訓戒相当（既退職のため）
		令和5年度の教育次長		教育長文書訓戒相当（既退職のため）

上記のうち懲戒処分については、令和6年9月5日付横浜市報に登載予定です。 ※現在の所属人事所管部署にて対応

前教育長については、本事案の意思決定を行った責任に関して、市長による文書の手交が行われました。

市民の皆様の傍聴の機会を損なったことは、あってはならないことであり、大変申し訳なく思っています。

再び同様の事態を起こさないために、教育委員会の職員一人ひとりの意識改革を進めるとともに、抜本的な組織改革に取り組んでまいります。

(参考)

公判傍聴に係る検証結果のホームページへの掲載

○掲載URL ※掲載期間：令和6年7月26日（金）から6か月

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/jinji/kenshouhoukokusho.html>

お問合せ先		
(職員の処分について)	教育委員会事務局職員課	Tel 045-671-4168
(公判傍聴に係る検証結果について)	教育委員会事務局教職員人事課	Tel 045-671-3244